

市条例・記載例

指定事業（建設作業）実施届出書

提出日を
記載する。

年 月 日

松本市長 殿

届出義務者は「元請業者」
・本社所在地
・会社名
・代表者の職氏名
を記載する。

届出者 **長野市〇〇町〇-〇-〇**
株式会社長野建設
代表取締役 〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

指定事業（建設作業）を実施するので、松本市公害防止条例第 14 条 第 1 項 第 3 項 の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	梓川第3ビル解体工事			
建設作業の種類	さく岩機を使用する作業			
建設作業に使用される別表1に規定する機械の名称、型式及び仕様	油圧ブレーカー 〇〇社製 F-〇〇			
建設作業の場所	松本市梓川梓△-△-△			
作業現場附近の見取図	別紙のとおり			
建設作業の実施期間	自平成 29 年 2 月 3 日 至平成 29 年 3 月 7 日			33 日間
建設工事の工程表	別紙のとおり			
建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	1日の実働時間
	自 8 時	至 17 時	日曜・休日を除く	8 時間
騒音の防止の方法	防音シートの設置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	松本市梓川倭△-△-△ 株式会社梓川倭不動産 代表取締役 △△△△ 電話番号 △△-△△△△			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 (株)長野建設松本支店 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が建設作業を実施する場合は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	松本市梓川上野□-□-□ 株式会社梓川上野建設 代表取締役 □□□□ 電話番号 □□-□□□□			
下請負人が建設作業を実施する場合は、当該請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 (株)梓川上野建設 □□□□ 電話番号 □□□-□□□□-□□□□			
※ 審査結果				

- 備考
- この届出書は、松本市公害防止条例施行規則別表2に掲げる建設作業の種類ごとに提出すること
 - 建設作業の種類欄には、松本市公害防止条例施行規則別表2に掲げる作業の種類を記載すること
 - 建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること
 - 建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

市条例・記載例

- 1 届出が必要な指定区域
 - ・さく井機を使用する作業については、松本市全域
 - ・さく井機を使用する作業以外の指定事業については、都市計画区域外の区域、工業専用地域、市街化調整区域（騒音・振動規制法に係る指定地域以外の区域）
- 2 届出が必要な指定事業（建設作業）
別表のとおり
なお、指定事業が開始した日に終わる場合は、届出は不要。
- 3 届出義務者
建設工事を施工しようとする元請業者
- 4 届出の提出期限
指定事業の開始7日前（受理日含まないため実質8日前）までに松本市環境保全課に持参又は郵送で提出する。
- 5 届出書類
 - 届出様式.....記載例を参考にして記載する。
 - 指定事業の場所の付近の見取図.....作業場所が一目でわかり、近接建物との位置関係がわかるもの（方角を示すこと）。住宅地図等で可能。
 - 工事工程表.....建設工事の工程の概要を示した工事工程表で、指定事業の工程を明示する。
 - 周辺周知実施報告書.....市様式により周辺周知の詳細について報告する。
住宅地図等でどの範囲に周知したか明記する。
 - 指定事業に使用する機械のカタログ等.....形式、公称能力がわかるもの。可能な限り別紙として添付する。
 - 遅延理由書.....指定事業の開始の日7日前までに届出ていない場合、提出する。
- 6 届出必要部数
2部（正本1部、写し1部）
- 7 提出先・問合せ
ご不明な点等ありましたら、下記までお気軽にお問合わせください。

松本市環境保全課環境保全係（東庁舎4階） 騒音・振動担当
住 所 〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
電 話 0263-34-3267
F A X 0263-34-0400
電子メール kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp

市条例・記載例

指定事業（建設作業）一覧

作業番号	作業内容の種類	備考
1		
ア	くい打機を使用する作業	打撃（もんけんを除く）や振動によってくい打ち・くい抜きを行う作業。 圧入工法やアースオーガー併用の作業は除く。
	くい抜機を使用する作業	
	くい打くい抜機を使用する作業	
イ	さく井機を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における該当作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
5		モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。